議会事務局

28年度の部局運営にあたって

大阪府議会の目指すべき方向性については、「大阪府議会基本条例」において、明示されています。

基本理念（大阪府議会基本条例第２条）

議会は、知事とともに二元代表制の一翼を担っており、その機能を最大限に発揮することにより、府民の負託にこたえるとともに、絶えずそのあり方を検証し、改革に努めるものとする。

「基本理念」を実現するため、議会は次の「役割と使命」を担っています。

【役割と使命】

■議会機能の最大限の発揮

【条例の規定】

・適切かつ効果的な議会運営（§６①）

・監視機能の充実（§12①）

・積極的な政策立案及び政策提言（§13）

【役割と使命】

■府民に開かれた議会

【条例の規定】

・透明性及び公正性の確保（§５①）

・府民の意見を聴く機会の設置（§10）

・広報広聴機能の充実（§11）

【役割と使命】

■絶えざる議会改革

【条例の規定】

・議会改革に向けた不断の取組み（前文、§２）

⇒議会事務局の役割は、「基本理念の実現をめざした、役割と使命を全うするための議会活動を支えること」にあり、全力を傾けて議会の取組みをサポートしていきます。

議会事務局の施策概要と28年度の主な取組み

議会事務局は、「議会機能の最大限の発揮」、「府民に開かれた議会」、「絶えざる議会改革」という議会の役割と使命を的確にサポートすることにより、円滑な議会運営の実現に努めるとともに、全国トップレベルの議会改革の推進を目指します。

|  |  |
| --- | --- |
| 議会の役割・使命 | 議会事務局がサポートする主な取組み |
| 議会機能の最大限の発揮 | ■円滑かつ効果的な議会運営■会派・議員の政策法務と政務調査活動の充実議員提出による政策条例に係る法制面での支援政務調査機能の充実・強化■決算審査の効果的活用■災害発生時の的確な対応 |
| 府民に開かれた議会 | ■情報発信力の強化■より開かれた議会のための環境整備常任委員会・特別委員会の直接傍聴の実施■政務活動費の適正な執行と透明性の確保社会情勢等を踏まえた制度の継続的な検証・改善 |
| 絶えざる議会改革 | ■全国トップレベルを目指す議会改革「大阪府議会出前講座」の展開さらなる議会改革の推進 |